

聖パウロこども園 重要事項説明書

【令和6年4月1日から施行】

教育保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 日本聖公会高砂福祉会
所 在 地	高砂市阿弥陀町魚橋686番地
電 話 番 号	079-448-1101
代表者氏名	理事長 坂牛 裕

2 利用施設

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園
施 設 の 名 称	聖パウロこども園（聖パウロ幼稚園・聖パウロ保育園）
施 設 の 所 在 地	高砂市阿弥陀町魚橋686番地
連 絡 先	電話番号：079-448-1101 FAX：079-448-1121
管 理 者	園長 坂牛 裕
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、 保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	1号認定の児童 15人 2号認定の児童 60人 3号認定の児童 40人（うち、満1歳未満の児童5人）
開 設 年 月 日	平成28年4月1日
事 業 所 番 号	兵庫県指令こ第2347号

3 サービスの目的・運営方針

聖パウロこども園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- ① 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- ② 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- ③ 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	7813.46㎡
	園庭	1526.92㎡
園舎（鉄骨）	構造	鉄骨造・軽量鉄骨造
	延べ面積	856.24㎡
園舎（木造）	構造	木造
	延べ面積	125.3㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考	設備	部屋数	備考
乳児室	2室	調乳室	遊戯室 (ホール)	1室	2F
ほふく室	2室				
保育室	4室	青組（5才児）	調理室	1室	
		緑組（4才児） 白組（3才児）			
	2室	赤組（2才児）	事務室	1室	

5 職員の設置状況

職種	職員数	常勤	非常勤	職種	職員数	常勤	非常勤
園長	1	1		保育教諭	23	13	10
副園長	1	1		栄養士	2		2
主幹保育教諭	2	2		調理員	2		2

当園では、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生労働省令第63号）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

【各職種の勤務体系】

職種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（7:00～19:00）9時間程度
副園長	正規の勤務時間帯（7:00～19:00）9時間程度
主幹保育教諭	正規の勤務時間帯（7:00～19:00）9時間程度
保育教諭	正規の勤務時間帯（7:00～19:00）9時間程度
栄養士	正規の勤務時間帯（8:30～16:30）
調理員	正規の勤務時間帯（8:30～16:30）

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 1号認定子どもの教育保育を提供する日

1号認定子どもの教育保育を提供する日は、月曜日から金曜日までとします。

ただし、土曜日及び祝祭日は休園となります。

また、1号認定こどもの教育保育の提供を行わない期間として、休みを以下のように設けます。

- (1) 夏休み 8月1日から8月31日まで
- (2) 冬休み 12月26日から1月4日まで
- (3) 春休み 3学期修了式翌日から3月31日まで

7 1号認定こどもの教育・保育を提供する時間

1号認定の子どもの教育を提供する時間は、9:00～13:00とします。それ以外の時間帯は必要に応じて預かり保育を提供します。平日の8:30～9:00、13:00～13:30の預かり保育については、無償とします。また、夏・冬・春休み及び土曜日においては8:30～16:30の範囲内で、預かり保育を提供します。預かり保育はいずれも有料となります。

利用料については、下記（11 幼稚園部の利用料金）をご参照下さい。

*入園当初は、子どもの健やかな生活スタイル移行のため慣らし保育が必要です。

*慣らし保育は「入園のしおり P9」をご参照下さい。

8 2号認定こどもの教育保育を提供する日及び3号認定こどもの保育を提供する日

教育保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12/29～1/4）及び祝祭日は休園となります。

その他、行事・研修・保育準備・お盆・年始等で、教育保育時間の短縮等のご協力をお願いすることがありますので、ご了承下さい。

*入園当初は、子どもの健やかな生活スタイル移行のため慣らし保育が必要です。

9 2号認定こどもの教育保育を提供する時間及び3号認定こどもの保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る教育保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7:00～18:00の範囲内で、教育保育を必要とする時間となります。実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18:00～19:00の時間外保育を提供致します。時間外保育の利用にあたっては、通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。

利用料については、下記（11 利用料金）をご参照下さい。

(2) 保育短時間認定に係る教育保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8：30 から 16：30 の範囲内で、教育保育を必要とする時間となります。実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7：00～8：30 または 16：30～18：00 の時間外保育を提供致します。時間外保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。

利用料については、P.6（12 保育園部の利用料金）をご参照下さい。

また、標準時間・短時間の変更をされる場合は、市役所と園に変更届の提出をお願いします。

（園用は所定の書式がありますので、お申し出ください）

本書項目 6～12 の補足事項（重要）

保育時間に関するルール（時間の基準点）について、入園のしおり P10 をご参照下さい

10 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 20 年 3 月 28 日厚労告 141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記 7 に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食開始	午後間食	備考
0 歳児	9 時 30 分頃	10 時～12 時	15 時頃	昼食時間は個別設定
1 歳児	9 時 30 分頃	11～12 時頃	15 時頃	昼食時間は個別設定
2 歳児	9 時 30 分頃	11～12 時頃	15 時頃	昼食時間は個別設定
3 歳児		11～12 時頃	15 時頃	
4・5 歳児		12 時頃	15 時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(3) その他

一時預り・ピョピョクラブ・乳幼児子育て応援事業

1.1 幼稚園部の利用料金

教育保育する日	月～金曜日				
お休みする日	土・日曜日、祝日、お盆、年末年始（12/29～1/4）、災害等緊急時				
長期のお休み	第6項を参照				
教育保育時間	時間区分・その他	費用			
基本時間（注1）	9：00～13：00	無償			
教育保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等					
給食（注1）	副食費（高砂市在住）	無償 *満3歳（赤）は3700円を適用			
	副食費（高砂市外在住）	年間44400円（月割3700円）			
	主食費	年間6000円（月割500円）			
預かり保育① （注2）	13：00～16：30 （満3歳適用なし）	日額 450円（利用4回まで） 月額 8100円（事前申込制）			
預かり保育② （注2）	土・長期のお休み	8：30～13：00 日額 550円 8：30～16：30 日額 1000円			
クラス別費用名	内容	満3歳	3歳児	4歳児	5歳児
専門講師費（注1）	体操教室・英語教室	—	2000円/年	4000円/年	6000円/年
保護者会費	行事費・記念品等	600円/月			700円/月
クラス絵本	子どもを育てる絵本	実費			
その他	用品・行事費用	実費			

（注1）月々の「保育料」及び「給食費」は年間合計額を月割したものです。

そのため、長期休業時も含め、毎月お支払いが必要です。

また、当園に在籍する限りにおいては、利用の如何に関わらず、返金は致しません。

平日8：30～9：00、13：00～13：30は無償とします。

専門講師費は年度初めに一括納入とし、特別な事由を除き返金致しません。

（注2）5歳児においては、夏休み期間の預かり保育をお願いする予定です。

記載のない時間帯については、12保育園部の利用料金に準じます。

1 2 保育園部の利用料金

教育保育する日	月～土曜日				
お休みする日	日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/4）、お盆、災害等緊急時				
教育保育時間	お預かりできる時間帯	費用			
*留意点	勤務証明にて、上記時間内でお預かりする時間帯を決定致します				
短時間認定 (注1)	8:30～16:30	3～5歳児 無償 0～2歳児 市が定める保育料			
教育保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等					
時間外保育① (短時間認定の方のみ)	7:00～8:30 7:45～8:30	日額 200円 月額 2000円（事前申込制） 日額 100円 月額 1000円（事前申込制）			
時間外保育② (短時間認定の方のみ)	16:30～18:00 16:30～17:15	日額 200円 月額 2000円（事前申込制） 日額 100円 月額 1000円（事前申込制）			
標準時間認定 (注1)	7:00～18:00	3～5歳児 無償 0～2歳児 市が定める保育料			
時間外保育③	18:00～19:00	日額 100円 月額 1000円（事前申込制）			
給食（3～5歳児） *0～2歳児は保育料に含む（注1）	副食費（高砂市在住）	無償			
	副食費（高砂市外在住）	月額 4500円			
	主食費	月額 500円			
クラス別費用名	内容	2歳児以下	3歳児	4歳児	5歳児
専門講師費（注1）	体操教室・英語教室	—	2000円/年	4000円/年	4000円/年
保護者会費	行事費・記念品等	600円（0・1歳児 500円）/月			700円/月
クラス絵本	子どもを育てる絵本	実費			
その他	用品・行事費用	実費			

* 行事・研修・保育準備・年末年始等で、教育保育時間の短縮をすることがありますが、何卒ご理解・ご協力の程、よろしくお願い致します。

*（注1）については、11幼稚園部の（注1）と同じ内容となります

1.3 利用料の徴収方法と滞納対応について

利用料の徴収は原則、郵便局からの引き落としとさせていただきます。

郵便局の口座をお持ちのない方は、必ず口座開設して頂けますようお願い致します。

滞納が連続する、または一定額を超える場合は、状態に応じて、付加サービスの停止、プリペイド方式、21③の事項に相当します。

1.4 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	山名小児科	医院長名	山名 克典
所在地	兵庫県高砂市伊保崎南9番8号		
電話番号	079-448-1313		

(2) 歯科

医療機関の名称	すぎはら歯科医院	医院長名	杉原 均
所在地	高砂市神爪4-14-15		
電話番号	079-431-5522		

1.5 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の記入される児童票に従い、医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

1.6 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、利用者の要望・苦情等に関して、以下の通り対応窓口を設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 岡本 有紀 ・ご利用時間 9:00～ 18:00 ・電話番号 079-448-1101 FAX 079-448-1121 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	松本 真紀子	当法人評議員

1 7 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難訓練	避難訓練は、毎月1回以上実施します。

1 8 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

① 独立行政法人スポーツ振興センターによる災害共済

◆ 災害共済給付制度で支給される条件

①給付の対象となる範囲

- 当園の管理下における園児の「負傷」「疾病（中毒・熱中症・誤飲等）」により、医師の治療を受けた時
- 保育通園途上での怪我

◆ 給付の対象とならない範囲

- ・ 車両事故など、他の給付制度が優先される場合
- ・ 受診点数が500点未満（病院等の窓口支払分1500円未満）の場合
- ・ 乳児医療を使用した場合

◆ 給付の額

病院等の窓口で保護者がお支払する一部負担額（医療費総額の3割）に対して、「お見舞い金」及び「病院への送迎負担分」として（医療費総額の1割）を加算した額、計4割をお支払いします。

② 施設の損害補償（損害保険ジャパン日本興亜株式会社）

- この保険は、当園の管理下中に、その不備によって起こった、園児の「負傷」「疾病（中毒・熱中症・誤飲等）」等の重大な事故、または園児の所持する物品に重大な損害が生じた場合に、スポーツ振興センターの災害共済給付制度の給付を超える損害に対して、保険会社と協議の上、損害が補償される保険です。

1 9 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

2 0 送迎に関すること

- ① 当園では送迎用に駐車場を設けておりますが、当園の駐車場内における事故トラブルに関しては一切の責任を負いませんので、くれぐれもご了承下さい。

2 1 聖パウロこども園内の基本ルール

① 通園マナー 入園のしおり P11・P12	地域 : 地域への感謝・配慮 最徐行 自転車直列運転
	公共物 : フェンス・手すり・自動ドア
	事故防止 : 安全運転・譲る気持ち・職員の指示を大切に
	子ども管理 : 手を繋ぐ・駐車場で遊ぶ、飛び出し防止
② 迷惑行為	園内・園周辺道路における、喫煙等の不法迷惑行為一般の禁止
③ 利用料	利用料の滞納にお気をつけ下さい
④ 秘密保持	園内や園児の、無断撮影、無断録音・SNS 等での拡散の禁止
⑤ 信頼関係 入園のしおり P 4	相互尊重による大人な態度と配慮（私たちはみんな人間）
	園内ルールの理解と遵守
	共に子どもを育てる気持ちをお持ち下さい
⑥ 病気感染	病気感染拡大への配慮（調子の悪い状態では休園する）
⑦ 保護者関係 保護者行動	行事等でのルール・マナー遵守
	保護者同士は上手な距離感を（特にラインの扱いにご注意）
⑧ 活動	宗教・政治・営利活動の禁止

2 2 個人情報使用同意（必須）

園児及び保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために使用することを同意して頂きます。

- ① 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること
- ② 他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと
- ③ 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと
また、病院等に付き添いをした当園職員が、医師から十分な説明を受けること
- ④ 子どもの健康にかかわる事柄（例：アレルギー・けいれん等）について、保育所職員が正しく理解するために、担当医師から直接説明を受けること

- ⑤ 園内または園行事等で撮影した写真や動画を、園内にて掲示すること、またはインターネット上（セキュリティあり）に限定公開すること

2 3 個人情報及び肖像権使用についての同意書 (任意)

園内または園行事等で撮影した写真を、当園のブログ・ホームページに利用させて頂きたいと考えています。できるだけのご理解・ご協力よろしくお願いします。

ブログへの写真の掲載	同意する ・ 同意しない
ホームページへの写真の掲載	同意する ・ 同意しない

園における保育の提供を開始するに当たり、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

なお、内容に変更がありましたら、その都度お知らせします。

こども園名：聖パウロこども園

説明者職名：園長 氏名 坂牛 裕

私は、本書面に基づいて聖パウロこども園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所：

児童氏名①：

児童氏名②：

児童氏名③：

保護者氏名： 印

児童から見た続柄：